

# 提 案 の 概 要

施設名：名古屋市公会堂

団体名：KNS 共同事業体

(株)共立、(株)名古屋共立、サンエイ(株)

※複数の団体により構成されるグループは  
各構成団体の名称もあわせて記入する。

## (1) 管理運営全般について

### ①施設の管理運営に対する方針等

#### <基本方針>

1. 改修工事による長寿命化で今後更に高まる名古屋市公会堂の歴史的価値の発信を強化。
2. 改修工事により高まった機能を最大限活かした「集会施設」「鑑賞施設」としての利用促進。
3. これまでの実績に加えた更に質の高いサービスの提供と新たなサービスの創出。

### ②管理運営体制

#### <職員・人員の配置・体制>

- ・館長をはじめとして、専門性が高く幅広い視野と管理能力に優れた職員を配置する。
- ・館長の不在時には、管理業務員責任者、劇場業務員責任者、施設業務員責任者の3名がその責務を代行する。
- ・公会堂の歴史的価値や、保全・保存に関する的確に理解をした職員を配置し、改修後の公会堂を適切に管理運営する。
- ・再開館に向けて様々な業務が発生する事から、段階的に職員の配置を厚くし、万全の体制を構築する。

#### <人材育成方針>

- ・全職員のサービスレベルの統一とホスピタリティ溢れる運営に繋げるため、各業務においてその方針に沿った人材育成を実施する。
- ・公会堂の改修を踏まえ、再開館後の運営内容に沿ったマニュアルの整備や研修を実施する。

#### <情報の保護・公開>

- ・社内研修や情報保護管理に関する規定の整備・運用により、個人情報データを適正に取り扱う。
- ・組織として責任体制を明確にし、万が一の漏洩に対して賠償責任を果たす。
- ・関連法令を遵守しつつ、公開に関する規定を整備・運用し、積極的に情報を公開する。

#### <法令順守（コンプライアンス）>

- ・コンプライアンスに関する規定を整備・運用し、社員教育に注力しながら、社会からの信頼獲得を目指す。

### <施設の平等利用>

- ・利用規則（ルール）の周知徹底と確実な予約手順の実施、また必要な情報の公開を行うなど、施設運営の透明性を確保し利用者の理解が得られるよう努める。
- ・窓口で対応する担当者ごとに受付手順が変わる事のないよう、施設予約受付マニュアルを作成し、いつでも誰でも同じ手順で施設予約の受付を確実に行う。
- ・受付業務等の作業効率を高めるため、帳票管理システムを運用する。
- ・苦情の未然防止に努め、苦情発生時には、迅速かつ真摯な対応を徹底して関係機関に報告し、内容及び対応方法については記録化することで、再発防止に努める。
- ・要望は、即時対応できるものについては、利用者サービスの一環として実施し、即時対応できないものは、集計・分析・検討の上、名古屋市へ報告・相談する。

### <災害時の危機管理体制及び事故発生時の対応方針>

- ・災害発生時には関連情報の迅速な収集と関連機関との連絡・協力体制を密にする事で被害の最小化に努める。
- ・平常時から事故発生時等の緊急時の役割分担や情報連絡系統を明確化すると共に、緊急連絡体制、事象別の対応マニュアル、連絡・通信ツールを整備する。
- ・再開館後については、地下1階喫茶事業者と共に共同防火管理体制を築く。

## (2) 実施業務の計画について

### ①指定管理業務

#### <一般の施設利用に供する業務>

- ・施設貸出業務、情報提供業務、問合せ・要望・苦情等対応業務、利用打合せ業務、舞台管理業務、利用者満足度調査業務、利用促進業務、相談業務、支援業務、フリースペースの活用等

#### <施設維持管理業務>

- ・過去の実績やノウハウに基づいた維持管理体制を構築し、最適な維持管理業務を遂行する。
- ・利用者の目線に立ち、安全かつ使いやすさや快適性に配慮した維持管理・安全管理業務を遂行する。
- ・関係法令等の定めに基づく有資格者及び知識や経験豊富な職員を配置し、安全確保・事故の未然防止に努める。
- ・未然防止と結果回避の両面において各種対策を実施し、全スタッフが高い危機管理意識と日々の変化点に対する感性を持てるような環境づくりを実施する。
- ・共同事業体として、万一の事態に備え、各種保険に加入する。

#### <文化活動に関する相談>

- ・経験や資格をもった職員を配置し、施設の情報（概要等）や専門的な相談、事業実施に関するあらゆる相談、利用計画に寄与する事業者や事業の紹介、地域的な相談のほか全国的な相談にも、ネットワークを活かして対応する。
- ・文化活動に関する相談については、館長を中心とする相談対応担当者にて対応し、技術的な

相談については劇場業務員が対応する。

#### <文化活動に関する支援>

- ・ホール利用者に対して、事前打合せを的確に行い、サポートする。
- ・施設利用に関するアドバイスや類似施設の紹介など、来館者に対して、利用内容に合わせた各種支援を行う。
- ・施設利用者の文化活動サポートだけに留まらず、公会堂及び鶴舞エリアにて行われる市民の文化活動のコーディネイトや人材育成に寄与するため、積極的なサポートを行う。

#### <歴史的価値の発信>

- ・歴史的建造物としての保存・保全を行うと共に、市民が誇るべき歴史的建造物である事を普及・発信する。
- ・ハード面（維持管理）とソフト面（歴史的価値・意義等）の両面において、公会堂の歴史的価値の発信に取り組む。
- ・企画展の開催や様々な広報宣伝等の従来の取組みに加え、次期指定期間では再開館や公会堂 90 周年記念なども合わせた歴史的価値の発信に取り組む。

#### <休館中の広報宣伝業務>

- ・利用者に向けた広報宣伝、来場者・その他一般市民に向けた広報宣伝など、対象者が必要とする情報を的確に伝えられるような広報宣伝業務を行う。
- ・アウトリーチ事業や特別コンサートの開催等、文化事業を通じた広報宣伝に取り組む他、マスメディアを活用した広報宣伝によって、より多くの市民の方々へ再開館を **PR** する。

#### <サービス向上策>

- ・運営面と施設管理面の両面から、快適にご利用・ご来場頂けるような各種サービスを実施する。
- ・アンケート調査等により利用者の要望を把握し、新規サービスの導入や管理運営の是正等について戦略的な取組みを実施する。

#### <利用促進策>

- ・公会堂の利用状況を正確に把握し、ターゲットを絞った利用促進対策に取り組む。
- ・改修工事によってより一層使いやすく、快適な空間に生まれ変わる事をアピールし、利用促進に活かす。
- ・公会堂の再開館や開館 90 周年、名古屋市周辺文化施設の閉館・休館の状況等を踏まえた誘致に取組み、利用促進を図る。

#### <舞台芸術公演の誘致>

- ・舞台芸術業界の動向等を分析し、公演誘致の方策を効果的にプロモーター等へ働きかける。
- ・日本全国を網羅する共立グループのネットワークにより、早い段階での情報収集と誘致活動を連携して実施する。
- ・改修工事による舞台設備の改善内容を踏まえ、ターゲットを明確にした誘致活動を実施する。

<デジタルシネマ・サラウンドシステム>

- ・デジタルシネマプロジェクターの導入を活かし、公会堂の開館当初から盛んであった映画会等を再び呼び戻す中心的な活用策とする。
- ・試写会や映画会の主催者に利用を働きかける他、映画以外の様々な催事の誘致にも取り組む。
- ・試写会や映画会の主催者を対象にデモンストレーションを開催し、新規設備の利点をアピールする。

<市民利用の環境づくり>

- ・公会堂の位置づけでもある「市民が利用する集会施設」として、市民の方々が計画通りにご利用頂けるような環境づくりに取り組む。
- ・長年にわたって利用して下さるリピーターの方々をサポートしつつ、新規利用者の方に対する利用環境づくりにも真摯に取り組む。

<フリースペースの活用>

- ・ロビーコンサートの開催や展示スペースの展開など、人々が気軽に集い交流ができるようなスペースの活用に取り組む。
- ・フリースペースを活用する事で、若手アーティストや施設利用者へ発表の場を提供する。
- ・公会堂の歴史的資料の常設展示の他、展示内容の定期的な変更を行い、興味を抱いて頂けるようなスペースの活用に取り組む。

②自主事業（実施している場合）

なし。

（3）収支計画について

①管理運営にかかる費用等

<各年度の提案総額>

（単位：千円）

年 度	金 額
平成30年度	46,717
平成31年度	60,263
平成32年度	60,583
平成33年度	59,536
平成34年度	59,662
合 計	286,761

<期間を通じた収支計画（指定期間を通じた項目別内訳）>

【収入】

（単位：千円）

費目	内容	金額
指定管理料	名古屋市からの指定管理料	286,761
利用料金収入	ホール・集会室・附属設備等	475,256
その他収入	主催事業収入、自動販売機収入等	20,000
収入計		782,017

【支出】

（単位：千円）

費目	内容	金額
人件費	職員人件費等	380,111
光熱水費	電気、ガス、水道料金	106,174
事務費	消耗品、通信費、印刷費等	40,192
管理費	修繕費、委託料等	230,909
その他経費	主催事業経費、保険料、租税公課費等	24,631
支出計		782,017

<利用料金の設定>

1. 施設の利用料金

基本的に利用料金の基準額を適用する。深夜帯（午前0時～午前7時）の利用料金については、超過使用30分あたりについての利用料金の基準額に割増率1.2を乗じて得た額×使用時間とする。

2. 附属設備の利用料金

利用料金の基準額を適用する。

3. 利用料金の納期

即日納付を原則とするが、銀行振込による利用申請から一定期日以内の支払い等について、統一したルールのもとで対応する。

4. 利用料金の周知方法及び適用時期

ホームページや施設パンフレットに情報を掲載する他、利用者に対して口頭にて説明する。一般利用が再開される平成31年4月1日から適用開始。